

1 被制約権利の検討

- ・憲法適合性審査の対象は法4条の2、と特定されているので、同条に基づく被制約権利を具体的に指定するところから始めることになりますが、本件では、武器の製造方法を公衆に伝達する自由、といった具合に指定されるように思います。

- ・かかる自由が憲法上の基本権の保護領域に含めようとするれば、表現の自由が検討対象になるように思われますが、かかる伝達は意見の表明、ではないので、すなわち「表現」といってよいか、を検討しておくことになろうかと思います（平成23年の司法試験（Google ストリートビューの事例）と同様です。）。

- ・この点、情報伝達行為も表現の自由の保護領域に含める見解は学説上も存在し（高橋和之説）、博多駅事件決定も、事実の伝達としての報道の自由を表現の自由の保護領域に含めていますので、その論理が参照に値する、というのが基本線、かと思います。

- ・この論理が報道という特性に着目した射程の狭い論理である、と考えれば、上記被制約権利を表現の自由の保護領域に含めるのはハードルがありますが、博多駅事件決定は、市民の知る権利に資する点をも考慮していますので、この点を重くみれば、上記被制約権利も表現の自由の保護領域に取り込む余地が出てまいります。なお、直接的に参照できませんが、平成29年のいわゆるグーグル決定も検索結果の提供を検索事業者による表現行為、と解していますので、事実の伝達に過ぎないことをもって表現の自由の保護領域から除外するという発想は、むしろ却って、判例の趨勢に反する、ということはできそうです。

- ・以上の検討を経て、本件における被制約権利は、憲法21条1項の保護領域に含まれ、法4条の2について、憲法21条に違反するか、という観点から憲法適合性審査を行う前提が築かれます。なお、漠然性ゆえに無効(void for vagueness)、あるいは過度の広汎性ゆえに無効(void for overbreadth)については（少なくとも実務的には）検討の余地がないと考えます（∵仮に漠然性ゆえに無効、であれば、合憲なものとして存置されている他の条項にも影響を与えますので、それをも顧みず裁判所が漠然性ゆえに無効と考える可能性は皆無に等しく、漠然性ゆえに無効、の問題も同様です。）

2 審査密度に関する検討

- ・（学説上、見解の一致をみるものではなく、片桐先生がどのようにお考えか…はよく分からないものの）被制約権利の要保護性、規制態様の強度、裁量尊重/縮減事由の有無、の3点から審査密度の厳格度を考えることになるところ、本件は、表現の自由に対する規制立法でもあり、立法裁量の広狭は検討しなくてよいと考えます（表現の自由論であっても、例えば、政治活動の自由であれば、憲法47条との関係で立法裁量の広狭を検討する必要があるなど、表現の自由論であるから直ちに裁量論が思考の外に置かれるものではない、と理解しています。）。

- ・まず、要保護性についてみれば、（悩ましいなあと思うものの）検討の前提とされている立法事実からすれば、武器という専ら他者を加害するための道具の製造方法

に関する情報である以上、そのような情報の伝達行為について、その要保護性が高い、と考えるのは難しいと考えます。

・直接的に参照することはできませんが、例えば、大分県広告物条例事件判決も、他者の財産権を制約するような表現行為は要保護性が低下する、という判断を容認しているように解されるところ、本件は、財産権どころか、他者の生命・身体を害する（ことにつながるかもしれない）情報、ということになりますので、潜在的な危険に過ぎない、としても、当該情報の伝達について、要保護性が高いというのは実務的に無理があると考えます。

・次に、規制態様についてみると、（これまた悩ましいのですが）特定の内容の情報のみその伝達行為を禁じていること及びインターネットを通じての伝達行為をも禁止していることからすれば、規制態様は強力、と評価できるように思います。というのも、前記1の検討のとおり、そもそも被制約権利を表現の自由の保護領域に取り込んだ背景は市民の知る権利に資する点、にあり、現代社会において最も情報拡散力を有しているインターネットを用いた伝達が制限されれば、市民の知る権利に奉仕する、という側面が大きく制限されるといっても過言ではないように思われるためです。

・以上を踏まえ、（審査基準論を前提にすれば）被制約権利の要保護性は高くないものの、規制態様としては強力であることに鑑みれば、立法目的が重要であり、手段と実質的に関連する（≒目的達成に資する上、過剰な制限になっていない）場合に限り、合憲と考えることになろうかと思えます。

3 あてはめ

・立法目的は、武器の製造方法が広く伝播し、武器を試作して他者加害に出る者が増えることを可及的に防止し、ひいては被害者を可及的に減らすこと、と考えられ、この目的は、潜在的な危険を防止しようとするものに過ぎないとしても、防止しようとしている危険それ自体の大きさ（＝武器、ですので、想定される被害は重傷を負う場合や死亡する場合、ということになること）に鑑みれば、その立法目的は重要といえそうです。

・また、通信販売も普及し、多種多様な部材・部品等を容易に調達することができるようになった現代社会においてその立法目的達成のためには、武器の製造方法それ自体の伝達を制限し、市民が一人で武器を製造するのに十分な情報が出回ることがないようにしておく必要がある（＝目的達成に資することはもとより、これよりも緩やかな規制をしたのでは、結局、武器製造が可能になってしまい、立法目的を達成できない）ので、実質的関連性も認められると考えます。

・以上の次第で、法4条の2は、表現の自由を制約するとしてもその制約は正当化可能ですので、合憲、と考えます。